～従来の健康保険証は有効期限が終了しています～

医療機関・薬局の受付では、



マイナ保険証 か 資格確認書



を提示してください。

有効期限を過ぎた保険証をに気付かず持参した場合は、従来の健康保険証でも暫定的に利用可能となっていましたが、その対応は2026年7月31日で終了します。8月以降に期限切れの健康保険証で受診した場合は、全額自費になる可能性があります。

マイナ保険証とは？



「マイナ保険証」は、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードです。
利用登録状況はマイナポータルで確認できます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法

STEP1：マイナンバーカードを申請・作成する

申請方法：

A) オンラインで申請する

B) 郵便で申請する

C) まちなかの証明写真機から申請する

詳細は多言語のマイナンバーカード総合サイトで確認できます。

https://www.kojinbango-card.go.jp/en-link/

STEP2：マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する

利用登録方法：

A) 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う

B)「マイナポータル」から行う

C) セブン銀行ATMから行う　※暗証番号が必要

STEP3：医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

受付方法：

A) 顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く

B) 本人認証を行う（顔認証・暗証番号）

C) 各情報提供の同意選択をする

お問い合わせ

外国語でメールや電話で問い合わせることができます。詳細は以下のリンクからご確認ください。

https://www.kojinbango-card.go.jp/en-otoiawase/

資格確認書について

「資格確認書」は、マイナ保険証の利用登録をしていない方などに保険者が交付するカードです。保険者により、大きさ・色・形・提供方法（カード・紙または電子）などは異なります。



イメージ

資格確認書の交付について

申請によらず交付する方

- マイナンバーカードを取得していない方
- マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- マイナ保険証の利用登録解除を申請した方・登録解除者
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- 2024（令和6）年12月2日以降に新たに後期高齢者医療制度に加入された方や、転居等により有効な後期高齢者医療被保険者証をお持ちでない方（2025（令和7）年7月末までの暫定措置）

申請により交付する方

- マイナンバーカードでの受診等が困難な配慮が必要な方（ご高齢の方、障害をお持ちの方など）であって、資格確認書の交付を申請した方＜更新時の申請は不要＞
- マイナンバーカードを紛失・更新中の方

更新時の申請が不要な方

- 申請により資格確認書が交付された配慮が必要な方（ご高齢の方、障害をお持ちの方など）

お問い合わせ

不明点等については、加入している医療保険者にお問合せをしてください。
通訳が必要な場合は、北海道外国人相談センターに相談してください。



厚生労働省のホームページの情報を基に作成

知っていましたか？

在留期限のある在留資格で滞在している外国人のマイナンバーカードの有効期限は在留資格の有効期限と同じです。在留期間更新等で在留カードが新しくなった時、マイナンバーカードの有効期間は自動的に延長されることはありません。必ず手続きをしましょう！

マイナンバーカードの有効期間に関する手続きについての多言語リーフレットを作成しましたので、参考にご覧ください。

https://www.hiecc.or.jp/soudan/info/detail.html?pid=8927241337679